

瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業における協定書

名古屋市（以下「市」という。）、株式会社瑞穂LOOP-PFI（以下「PFI 事業者」という。）、ユアスタンド株式会社（以下「事業者」という。）は、三者の連携による取組について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、名古屋市内の電気自動車・プラグインハイブリッド車の普及促進を図るために、瑞穂運動場において充電設備設置モデル事業を行い、公共施設への充電設備普及についての課題や解決方法を整理することを目的とする。

（連携事項）

第2条 市、PFI 事業者及び事業者は前条に掲げる目的を達成するため、瑞穂運動場への充電設備設置モデル事業に関することについて連携する。

2 前項に定める内容や役割分担等の具体的詳細は、「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業公募要項」及び「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業に関する仕様書」（以下、「公募要項等」という）に定める通りとするが、業務遂行上必要と認められるもので公募要項等がない事項が生じた場合は三者で協議の上、覚書等により別途定めるものとする。

（協定の変更及び解除）

第3条 本協定に基づき設置する普通充電設備は、別途取り決められた普通充電設備の利用開始日から8年間運用ができるよう、市、PFI 事業者及び事業者が協力して調整を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、市、PFI 事業者又は事業者が本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、合意により本協定を変更又は解除することができる。

（秘密保持）

第4条 市、PFI 事業者及び事業者は、協力事項の検討、実施により知り得た相手方（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者（事業者の関係会社を除く。）に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本事業において、瑞穂運動場へ設置した最後の充電設備の運用開始から8年間が経過した年度の末日までとする。

(協議事項)

第6条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、誠意をもって協議を行い解決する。

(充電設備に関する責任)

第7条 事業者は、充電設備について、次の各項に定める事項を遵守する。ただし、市及びPFI事業者の過失が認められる場合はこの限りではない。

2 事業者が本事業を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、損害賠償を含め、事業者において解決し、市及びPFI事業者は責任及び負担を負わないものとする。

3 充電設備の滅失、棄損、汚損、盗難等について、市及びPFI事業者は、事業者又は第三者に対して、責任及び負担を負わないものとする。

4 前2項において、市及びPFI事業者は、事案解決に向けて必要かつ合理的な範囲で事業者に協力するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、市、PFI事業者及び事業者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年4月16日

市 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長 河村 たかし

PFI事業者 愛知県名古屋市中区錦2丁目2番13号
株式会社瑞穂LOOP-PFI
代表取締役 中津 淳

事業者 神奈川県横浜市中区住吉町2-24-2
住吉24ビル3階
ユアスタンド株式会社
代表取締役社長 浦 伸行